

令和 8 年 9 月 2 4 日
高 齢 福 祉 部
介 護 保 険 課

令和 8 年度介護保険料の算定の一部修正について

1 主旨

令和 8 年度の介護保険料について、令和 8 年 1 月の厚生労働省事務連絡に基づき算定を行い、同年 7 月 3 日に発付した。しかし、同月 1 6 日の厚生労働省事務連絡で計算方法が訂正され、1 月の事務連絡に基づいて介護保険料の算定を行うと、一部の被保険者の介護保険料に誤りが生じることが判明した。それにより、一部被保険者の保険料を修正する必要性が生じたので、報告する。

2 経緯

令和 8 年度介護保険料については、令和 7 年度の税制改正に伴う保険料算定の特例により、令和 8 年度の保険料算定に限り、給与等収入金額 5 5 万 1 千円以上 1 9 0 万円未満の被保険者は、税制改正前と同様の基準で保険料を算定することとなった。

令和 8 年 1 月 9 日付厚生労働省事務連絡の内容を基に、介護保険標準準拠システムの修正を行い、令和 8 年 7 月 3 日付で被保険者あてに介護保険料決定通知を発付した。

その後、7 月 1 6 日付厚生労働省事務連絡において保険料計算方法が追加で示され、1 月の厚生労働省事務連絡で示された計算方法に疑義が生じ、東京都経由で厚生労働省に計算方法に係る疑義照会を行った。この照会内容を含め、東京都から 8 月 1 8 日付で厚生労働省への疑義照会の回答がまとまって共有されてきたことで初めて令和 8 年度介護保険料の計算方法が明確になり、標準準拠システムの計算方法の修正が必要な事態になった。

3 内容

課税・非課税に関係なく、令和 7 年度税制改正に係る引き上げ額を加算した額によって保険料を算定していたが、保険料段階第 1 ～第 5 段階（非課税）の被保険者については、平成 3 0 年度税制改正に係る 10 万円を控除した後の合計所得金額に対して、引き上げ額を加算するように修正する。

（1）対象者

- ① 住民税非課税者
- ② 給与等収入金額が 65 万 1, 000 円以上 75 万円未満

ただし、保険料再計算により保険料段階が変更される被保険者約60名
 (2) 変更内容

合計所得金額を高く算出していたことにより、介護保険料の保険料段階を第2～第5段階として判定していたが、1段階低い第1～第4段階に変更する。

＜参考＞ 今回影響のある保険料段階及び年間保険料額

変 更 前	変 更 後
第2段階（36,550円）	第1段階（21,478円）
第3段階（48,984円）	第2段階（36,550円）
第4段階（64,056円）	第3段階（48,984円）
第5段階（75,360円）	第4段階（64,056円）

4 今後の対応

現在、システムの修正・検証を行っており、検証完了後、保険料の再算定を実施し、対象被保険者あてに介護保険料変更通知を発付する。

なお、減額変更に伴い、すでに納付済みの金額が変更後保険料より多い場合には差額を還付し、不足分がある場合には納付書を送付する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月 システムの修正・検証

10月 介護保険料再算定

介護保険料変更通知発付